

香美町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成26年4月

1 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況《民間比較》

【正規職員のみ】

(平成25年4月1日現在)

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
香美町	54.7 歳	11 人	337,500 円	360,100 円	353,300 円
うち 清掃職員	48.7 歳	1 人	335,800 円	401,400 円	371,800 円
うち 学校給食員	54.8 歳	3 人	340,600 円	358,800 円	356,400 円
うち 用務員	59.1 歳	2 人	316,700 円	321,600 円	318,200 円
うち 自動車運転手	53.1 歳	3 人	329,500 円	360,600 円	351,100 円
うち その他	55.8 歳	2 人	366,700 円	379,000 円	378,000 円
兵庫県	52.1 歳	623 人	332,135 円	399,381 円	364,202 円
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円 (286,850) 円	—	309,534 円 (325,400) 円
類似団体	49.8 歳	14 人	289,569 円	315,862 円	305,687 円

区 分	民 間			参 考 (A/B)	参 考		
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		年収ベース(試算値)の比較		
				公務員(C)	民間(D)	(C/D)	
香美町	—	—	—	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理業 従業員	44.6 歳	290,600円	1.38	6,240,700円	3,980,600円	1.57
うち 学校給食員	調理士	42.4 歳	276,800円	1.30	5,719,800円	3,688,100円	1.55
うち 用務員	用務員	53.7 歳	202,700円	1.59	5,163,100円	2,809,400円	1.84
うち 自動車運転手	自家用乗用 自動車運転手	57.9 歳	282,300円	1.28	5,692,100円	3,752,400円	1.52
うち その他	—	— 歳	— 円	—	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年～24年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 年齢別職員構成の状況

【正規職員のみ】

(平成25年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
合計	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 1	人 2	人 3	人 5	人 0	人 11
清掃職員									1				1
学校給食員									1	1	1		3
用務員											2		2
運転手								1		1	1		3
その他										1	1		2

2 今後の取組内容

(1) 定員について

(単位:人)

年度	新規採用者予定数	定年退職者予定数	年度末職員数見込
平成25年度	0	3	8
平成26年度	0	1	7
平成27年度	0	0	7
平成28年度	0	1	6
平成29年度	0	0	6

平成25年度以降の定年(60歳)退職者は上の表のとおり見込まれるが、正規職員による補充は行わないこととしているため、平成29年度末の技能労務職員数は、25年度末から比較して5人減の6人を見込んでいる。

(2) 給与について

本町では、平成19年4月から平成25年3月まで一般職の給与の削減(給料月額を課長級以上:5%、副課長級:4%、主幹級以下3.5%)を実施しており、技能労務職員も一般職に準じて給料月額の3.5%カットを行った。

期末・勤勉手当については、支給率を国と同率の3.95月(期末:2.6月、勤勉:1.35月)としている。

今後は、給与制度の経緯を踏まえる中で社会経済情勢や地域の民間の状況等を勘案するとともに、本町の厳しい財政状況を考慮し、平成22年12月に策定した「第2次香美町行財政改革大綱」に基づき、総人件費を抑制する観点から職種を問わず給与の見直しを行うものとする。